

令和3年5月6日時点

多賀城市

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「接待を伴う飲食店」と「酒類を提供する飲食店」について、当初宮城県から4月5日(月)午後9時から5月6日(木)午前5時までの期間における時間短縮営業要請がなされました。その後、宮城県からさらなる要請があり、5月12日(水)午前5時まで時間短縮営業要請が延長されました。

つきましては、従前の要請期間及び延長した要請期間のそれぞれの期間について、営業時間の短縮にご協力をいただいた事業者に対し、協力金を支給します。

時短要請期間及び支給額（1店舗あたり）：

【従前分】4月5日(月)午後9時～5月6日(木)午前5時 124万円

【延長分】5月6日(木)午後9時～5月12日(水)午前5時 12万円

※店舗数に応じて支給します。

申請期間：【従前分】・【延長分】ともに

令和3年5月12日(水)～同年7月30日(金) ※消印有効

※【従前分】及び【延長分】を併せて1回で申請いただけます。

※多賀城NOW（広報多賀城）5月号及び令和3年5月5日(水)発行の新聞朝刊折込チラシ（多賀城市新型コロナウイルス感染症経済支援策）に記載のある協力金の内容は、宮城県による期間延長決定前に作成した内容ですので、ご注意ください。

1. 対象店舗

多賀城市内で食品衛生法の営業許可を取得している以下の店舗

①接待を伴う飲食店（※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗）

②酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む）

※通常の営業時間が午後9時までである場合は、今回の協力金の対象外となります。

※コンビニエンスストアやスーパーなどイートインスペースで飲食を提供している店舗等は対象外となります。

2. 対象要件

要請内容／午前5時から午後9時までの時間短縮営業

【従前分】令和3年4月4日(日)以前に事業を開始し、かつ、営業の実態がある事業者で、令和3年4月5日(月)午後9時から5月6日(木)午前5時までの全ての期間、営業時間の短縮に協力していただいた店舗が対象です。

【延長分】令和3年5月5日(水)以前に事業を開始し、かつ、営業の実態がある事業者で、令和3年5月6日(木)午後9時から5月12日(水)午前5時までの全ての期間、営業時間の短縮に協力していただける店舗が対象です。

（裏面に続きます）

3. 申請の際に必要な書類

※指定様式は、多賀城市HPに掲載する他、市役所商工観光課に備え付けています。

- ①交付申請書兼請求書（指定様式）
- ②実施報告書（時間短縮営業を行った店舗情報シート）（指定様式）
- ③飲食店営業許可書の写し（申請者と同一名義であること）
- ④風俗営業等許可書の写し（取得している場合はこちらも提出してください。）
（申請者と同一名義であること）
- ⑤店舗の外観写真
- ⑥営業時間短縮の告知をしているポスター等を掲示している様子が分かる写真
- ⑦宮城県発行の「新型コロナ対策実施中ポスター」を掲示している様子が分かる写真
- ⑧本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等の写し）
- ⑨振込先口座確認のための通帳またはキャッシュカードの写し（申請者と同一名義であること）

4. 申請・お問い合わせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記宛てに申請書類を郵送してください。
窓口での申請をご希望の場合は、**事前予約の上**、申請書類を持参してください。

申請・お問い合わせ先

〒985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号

多賀城市 市民経済部商工観光課商工係

電話：022-368-1141 内線471・472

5. よくあるお問い合わせ

Q1 宮城県発行の「新型コロナ対策実施中ポスター」はどこで入手できますか？

→ 宮城県のHPから電子申請によりダウンロードできます。電子申請ができない場合は、県庁への来庁又は郵送による申込みができます。

問合せ先／宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課食品企画班 ☎022-211-2643

Q2 酒類を提供していない飲食店が、午後9時以降の時短営業に協力した場合は対象になりますか？

→ 酒類を提供する飲食店が対象となるため、対象となりません。

Q3 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、既に自主的に4月5日以前から時短営業をしている酒類を提供する飲食店は対象になりますか？

→ 以前は通常午後9時から翌朝5時まで営業していた実績があり、そのことが申請書類上で確認できる場合で、協力要請期間中も午後9時以降の営業をしていない場合は対象となります。

Q3 従前から予約が入った場合に営業時間を午後9時以降まで延長していた店舗が、協力要請期間中の午後9時以降の延長営業をやめた場合は対象になりますか？

→ 当該飲食店が従前から午後9時以降に酒類を提供していた実績があり、そのことが申請書類上で確認できる場合は対象となります。

Q4 協力金は、申請からどれくらいで振り込まれますか？

→ 書類に不備がない場合は、申請から振込まで、概ね1カ月を予定しています。